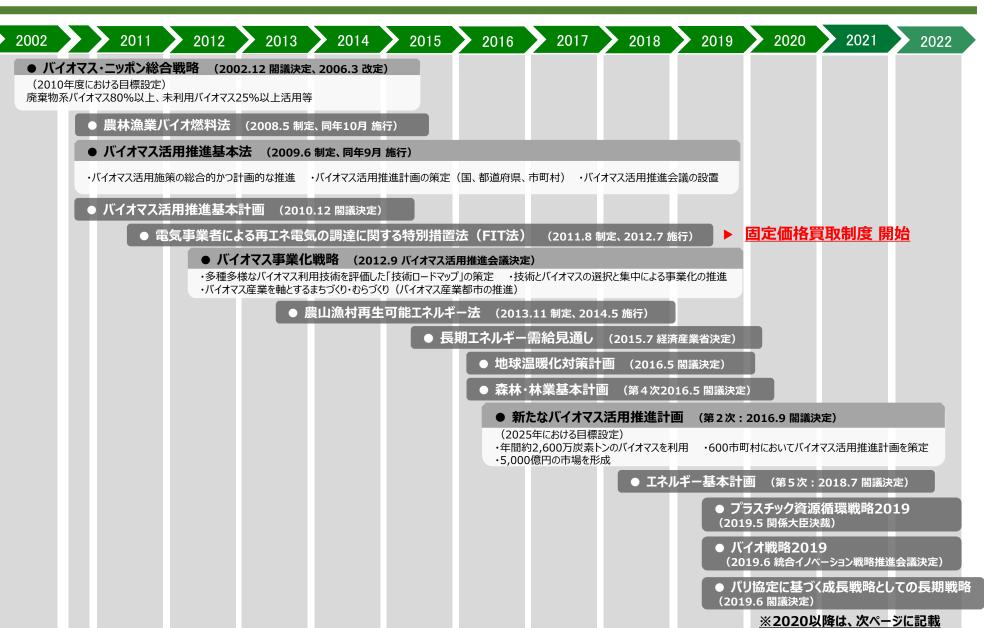
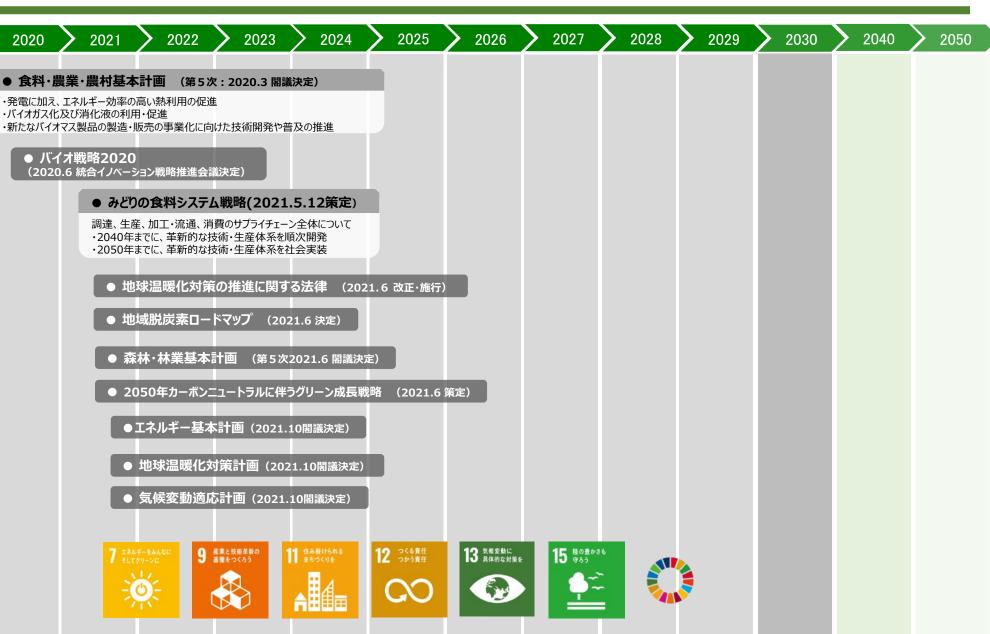
# 関係する法律・基本計画等の概要

主なバイオマス関連施策等の経緯・・・・・・・・・・・1	社会資本整備重点計画の概要・・・・・・・・・・・・14
みどりの食料システム戦略の概要3	科学技術基本計画の概要・・・・・・・・・・・・1!
気候変動適応計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・6	食料・農業・農村基本計画の概要・・・・・・・10
地球温暖化対策計画の概要・・・・・・・・・・7	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の概要・1
エネルギー基本計画の概要・・・・・・・・・・8	プラスチック資源循環戦略の概要・・・・・・・・・18
2050年カーボンニュートラルに伴う	循環型社会形成推進基本計画の概要・・・・・・・・・・・・1
グリーン成長戦略の概要・・・・・・・・・9	再生可能エネルギー特別措置法の概要・・・・・・・20
森林・林業基本計画の概要・・・・・・・・・・・10	下水道法の一部改正の概要 ・・・・・・・・2
バイオ戦略フォローアップの概要・・・・・・・11	農山漁村再生可能エネルギー法の概要・・・・・・・22
地域脱炭素ロードマップの概要12	
地球温暖化対策推進法の一部改正の概要13	

## 主なバイオマス関連施策等の経緯(1/2)



## 主なバイオマス関連施策等の経緯(2/2)



## みどりの食料システム戦略の概要(令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定)

### みどりの食料システム戦略(概要)

~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月 農林水産省

ゼロエミッション

#### 現状と今後の課題

- ○生産者の減少・高齢化、 地域コミュニティの衰退
- ○温暖化、大規模自然災害
- ○コロナを契機としたサプライ チェーン混乱、内食拡大
- ○SDGsや環境への対応強化
- ○国際ルールメーキングへの参画



「Farm to Fork戦略」 (20.5) 2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

#### 「農業イノベーションアジェンダ」 (20.2)

2050年までに農業生産量 40%増加と環境フットプリント 半減

農林水産業や地域の将来も 見据えた持続可能な 食料システムの構築が急務 持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、 中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

#### 目指す姿と取組方向

#### 2050年までに目指す姿

- > 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ▶ 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大** を順次開発
- > 2030年までに**食品製造業の労働生産性を最低3割向上**
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

#### 輸入原材料調達の実現を目指す

- ▼ エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- <u>ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%</u>を実現

#### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)

※政策手法のグリーン化:2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

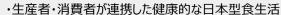
※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

#### 期待される効果

## 経済持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達)
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

## 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大



- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

#### 環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減





## みどりの食料システム(具体的な取組)

#### ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~

## 調達

- 1.資材・エネルギー調達における脱輸入・ 脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2)地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発
- ~期待される取組・技術~
- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源(昆虫等)の利活用拡大

等

## 消費

4.環境にやさしい持続可能な 消費の拡大や食育の推進

- ・持続可能な農山漁村の創造
  ・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の
  確立と連携(人材育成、未来技術投資)
- 唯立と建場(人材育成、未未及例投資) ・森林・木材のフル活用によるCO2吸収と 固定の最大化
- ✓ 雇用の増大

等

- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

#### 2.イノベーション等による持続的生産体制の構築

生産

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2)機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3)地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4)農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理
  - ∠〜期待される取組・技術〜
  - ▶ スマート技術によるピンポイント農薬散布、次世代総合 的病害虫管理、土壌・生育データに基づく施肥管理
  - ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
  - ▶ バイオ炭の農地投入技術
  - ▶
    エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
  - ▶ 海藻類によるCO2固定化(ブルーカーボン)の推進 等
  - 3.ムリ・ムダのない持続可能な 加工・流通システムの確立

加工·流通

- (1)食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2)消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4)建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大
- ~期待される取組・技術~
- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや 環境活動の促進
- (2)データ·AIの活用等による加工·流通の合理化·適正化
- (3)長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化
- ~期待される取組・技術~
- ▼電子タグ(RFID)等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ➤ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列

等

4

		「みどりの食料システム戦略」が2050年までに目指す姿と取組方向
ガス割減果	温室効果ガス	①2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現を目指す。
	農林業機械•漁船	②2040年までに、農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。
	園芸施設	③2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。
	再生可能 エネルギー	④2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
環境保全	化学農薬	⑤2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに、化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減を目指す。
	化学肥料	⑥2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。
	有機農業	⑦2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確立する。 これにより、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業※の取組面積の割合を25%(100 万ha)に拡大することを目指す。(※国際的に行われている有機農業)
食品産業	食品□ス	⑧2030年度までに、事業系食品ロスを2000年度比で半減させることを目指す。さらに、2050年までに、AIによる需要予測や 新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスの最小化を図る。
	食品産業	⑨2030年までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性が3割以上向上することを目指す(2018年基準)。さらに、2050年までにAI活用による多種多様な原材料や製品に対応した完全無人食品製造ラインの実現等により、多様な食文化を持つ我が国食品製造業の更なる労働生産性向上を図る。 ⑩2030年までに流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を10%に縮減することを目指す。さらに、2050年までにAI、ロボティクスなどの新たな技術を活用して流通のあらゆる現場において省人化・自動化を進め、更なる縮減を目指す。
	持続可能な 輸入調達	⑪2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。
林野	森林·林業	②エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すことに加え、2040年までに高層木造の技術の確立を目指すとともに、木材による炭素貯蔵の最大化を図る。 (※エリートツリーとは、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等により得られた次世代の個体の中から選抜される、成長等がより優れた精英樹のこと)
水産	漁業·養殖業	③2030年までに漁獲量を2010年と同程度(444万トン)まで回復させることを目指す。 (参考:2018年漁獲量331万トン) ④2050年までに二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制を目指す。

## 気候変動適応計画の概要(令和3年10月22日閣議決定)

目標

気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の 安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び 国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を 構築することを目指す

計画期間

今後おおむね5年間

本的役割

地方公共団体
・適応の率先実施
・適応の率先実施
・適応の準先実施
・ 地域の適応の推進
・ 地域の適応の推進
・ 地域の関係者の
適応促進
・ 事業者
・ 事業に応じた
適応の推進
・ 適応できネスの推進
・ 適応施策への協力

基本戦略

7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密 に連携して気候変動適応を推進

4 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する

1 あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む

5 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する

2 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する

- 6 開発途上国の適応能力の向上に貢献する
- 3 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
- 7 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する

進捗管理

PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を 定着・浸透させる観点からの指標(\*)の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施 (\*)分野別施策KPI(大項目)の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取組内容の認知度など

#### 気候変動の影響と適応策(分野別の例)

農林水産

影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入 自然生態系

影響 造礁サンゴ 生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ 礁生態系の保全

自然災害

影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進

十万流等の発生頻度の増加

影響 士石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等

水環境

影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等

健康

経済活動

影響 熱中症による死亡リスクの増加 適応策 高齢者への予防情報伝達

影響 様々な感染症の発生リスクの変化 適応策 気候変動影響に関する知見収集

影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進

#### 気候変動適応に関する基盤的施策

- 気候変動等に関する科学的知見の充実及 びその活用
- 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保
- 地方公共団体の気候変動適応に関する施 策の促進
- 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進
- 気候変動等に関する国際連携の確保及び 国際協力の推進

## 地球温暖化対策計画の概要(令和3年10月22日閣議決定)

○ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画として、2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向け、計画を改訂。再エネ・省エネ、産業・運輸、分野横断的取組について、主な対策・施策を示す。

#### 目標達成のための対策・施策

#### 温室効果ガスの排出削減対策・施策

- ①エネルギー起源二酸化炭素
- A. 産業部門(製造事業者等)の取組 B. 業務その他部門の取組
- C. 家庭部門の取組 D. 運輸部門の取組 E. エネルギー転換部門の取組

4

#### (再生可能エネルギー発電)

S+3Eの考え方の下、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民 負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

#### (再生可能エネルギー熱等)

地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等)を中心として、下水汚泥・廃材・未利用材等によるバイオマス熱等の利用や、廃棄物処理に伴う廃熱等の未利用熱の利用を、経済性や地域の特性に応じて進めていくとともに、運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料、水素をはじめとする脱炭素燃料等の利用も重要である。再生可能エネルギー熱等の供給設備の導入支援を図るとともに、様々な熱エネルギーを地域において有効活用するモデルの実証・構築等を行うことで、再生可能エネルギー熱等の導入拡大を目指す。

#### ②非エネルギー起源二酸化炭素

(バイオマスプラスチック類の普及)

「バイオプラスチック導入ロードマップ」(令和3年1月環境省、経済産業省、農林水産省及び文部科学省策定)に基づき、より持続可能性が高まることを前提に、バイオマスを原料とするプラスチックの利用を促進することを通じて、石油を原料とするプラスチックを代替することにより、廃プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素排出量(廃プラスチック中の石油起源の炭素に由来する二酸化炭素)の排出を削減する。

#### 公的機関における取組・地方公共団体が講ずべき措置等に関する 基本的事項

(再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進) 都道府県及び市町村は、相互に連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化を推進する。具体的には、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域資源である再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するとともに、地方公共団体実行計画協議会も活用して地域の合意形成を図りつつ、地域脱炭素化促進事業を促進し得るエリア(以下「促進区域」という。)や、当該事業に求める地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する取組等を地方公共団体実行計画区域施策編に位置付けるよう努め、地域に貢献する再生可能エネルギーを推進する。

再生可能エネルギー等の利用の促進に当たっては、安定的かつ効率的な需給体制の構築が重要となる。特にバイオマスエネルギーについては、資源調達から需要先の確保に至る多様な関係者の連携確保が課題となる。都道府県及び市町村には、こうした連携確保の担い手となることが期待される。また、都市のコンパクト化などのまちづくりの推進や公共施設の再編等と併せて、分散型エネルギーシステムの導入等による効率的なエネルギー利用を推進することが期待される。

#### 地域の魅力と質を向上させる地方創生に省する地域脱炭素の推進

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)に基づき、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく。

## 第6次エネルギー基本計画の概要 (令和3年10月22日閣議決定)

- エネルギー政策を進める上では、安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合のS+3Eの大原則を追求することが重要。
- 主に、福島第一原発事故後10年の歩み、2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応、2050年を見据えた 2030年に向けた政策対応のパートから構成。

#### 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応

- (1)2050年カーボンニュートラル時代のエネルギー需給構造
- (2)複数シナリオの重要性 エネルギーをめぐる情勢変化
- (3)電力部門に求められる取組
- (4)産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組

#### 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

- (1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け
- (2)2030年に向けたエネルギー政策の基本的考え方
- (3)需要サイドの徹底した省エネルギーと供給サイドの脱炭素化を踏まえた電化・水素化等による非化石エネルギーの導入拡大
- (4)蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
- (5)再生可能エネルギーの主力電源への取組
- (6)原子力政策の再構築
- (7)火力発電の今後の在り方
- (8)水素社会実現に向けた取り組みの抜本強化
- (9)エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進
- (10)化石燃料の供給体制の今後の在り方
- (11)エネルギーシステム改革のさらなる推進
- (12)国際協調と国際競争
- (13)2030年度におけるエネルギー需給の見通し

2050年カーボンニュートラルを目指す上でも、安全の確保を大前提に、安定的で安価なエネルギーによって経済活動を支えていかなければならない。こうした前提に立ち、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組み、水素・CCUS(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)については、社会実装を進めるとともに、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。

バイオマス発電は、災害時のレジリエンスの向上、地域産業の活性化を通じた経済・雇用への波及効果が大きいなど、地域分散型、地産地消型のエネルギー源として多様な価値を有するエネルギー源である。

一方で、他の再生可能エネルギーと異なり燃料が必要であり、発電コストの大半を燃料費が占めているという特徴がある。このため、バイオマス発電の導入拡大に向けては、限りあるバイオマス燃料の安定調達と持続可能性を確保しつつ、燃料費の低減を進めることが課題となる。こうした課題を克服し、地域での農林業等と合わせた多面的な推進を目指していくことが期待される。

## 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の概要(令和3年6月18日策定)

2050 年カーボンニュートラルを実現するため、成長が期待される産業(14 分野)において、高い目標を設定し、あらゆる 政策を総動員。

#### 1. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

#### 2. グリーン成長戦略の枠組み

#### 3. 分野横断的な主要な政策ツール

(1)予算

(5)国際連携

(2)税制

(6)2050年に向けた大学における取組の推進等

(3) 金融

(7)2025年日本国際博覧会

(4) 規制改革・標準化 (8) グリーン成長に関する若手WG

#### 4. 重要分野における「実行計画」

(1)洋上風力·太陽光·地熱産業

(次世代再生可能エネルギー)

(2)水素・燃料アンモニア産業

(3)次世代熱エネルギー産業

(4)原子力産業

(5)自動車·蓄電池産業

(6)半導体·情報诵信産業

(7)船舶産業

(8)物流・人流・土木インフラ産業

#### (9)食料:農林水産業

(10)航空機産業

(11)カーボンリサイクル・マテリアル産業

(12)住宅·建築物産業·次世代雷力 マネジメント産業

(13)資源循環関連産業

(14)ライフスタイル関連産業

#### 【バイオマス関連部分(抜粋)】

#### (9)食料·農林水産業

③温室効果ガス排出削減―エネルギ―調達及び生産から流通・消費段階―

再生可能エネルギーについては、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、農 林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩 調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。このため、 技術開発では、地産地消型エネルギーシステムを実現するため、種類の異なる再 生可能エネルギーを組み合わせて、一年を通じて安定的にエネルギーを供給する システムや他地域へ再生可能エネルギーを供給する効率的・安定的なシステムの 構築を産学官連携の下に行う。自治体、地域企業、住民を始め、各地域がシステム の導入を進めることにより、地域に新しい産業を起こし、雇用の創出と地域活性化に つながる。

開発した技術の普及に向けては、農山漁村の活性化に資する再生可能エネルギー の取組を可視化するためのロゴマークの導入を行う。また、農山漁村地域の脱炭素 化を後押しし、農山漁村地域の活力向上や農林漁業の健全な発展に資する形で、 再生可能エネルギーの導入拡大を加速化するため、農山漁村地域における再生可 能エネルギー導入目標を新たに設定した上で、小水力発電、地産地消型のバイオ ガス発電施設の導入、バイオ液肥(バイオガス発電の副産物である消化液)や営農 型太陽光発電の活用による地域資源循環の取組の推進等、再生可能エネルギー の地産地消の取組を推進するとともに、農山漁村における地産地消型エネルギーシ ステムの構築に向けた必要な規制の見直しを行う。

高機能材料やそれに続く木質由来新素材の開発、未利用材の効率的な運搬収集 システムの構築や地域内での熱利用・熱電供給の推進等を通じた高効率な木質バ イオマスエネルギー利用を推進するとともに、これらの取組に必要となる木材の生産 流通の効率化に向けて、標準仕様に準拠した森林クラウドの導入、自動化機械やク ラウドと整合した、ICT活用による木材の生産流通管理システム等を開発・普及する。

## 森林・林業基本計画の概要(令和3年6月15日閣議決定)

- 森林·林業基本法(昭和39年法律第161号) に基づき、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に向け、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、おおむね5年ごとに見直すもの。
- 木質バイオマスについては、未利用材の有効活用と木材需要の下支えの役割を担い、再生可能エネルギーの普及に貢献してきたものの、地域によっては、その需要が急激に増加し、森林資源の持続的利用等への懸念が生じているため、再造林の確保など森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を図ることとしている。

#### 第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

- (1) 前基本計画に基づく施策の評価等
- (2)森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

- (3) 政策展開に当たっての基本的な視点
- (4) 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点

#### 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

#### 基本的な考え方

森林及び林業に関する施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割

#### 森林の有する多面的機能の発揮

多様な森林がバランスよく賦存する「指向する森林の状態」に向け、望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

#### 林産物の供給及び利用

望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量、今後の需要動向を見通した上で、諸課題が解決された場合に実現可能な木材利用量を目標として設定。 (利用量 R1:31百万m3 → R12:42百万m3)

#### 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
- ○適切な森林施業の確保/再造林の推進
- ○複層林化と天然生林の保全管理等の推進
- ○カーボンニュートラル実現への貢献
- ○国土の保全等の推進
- ○新たな山村価値の創造 ほか
- 4 国有林野の管理経営に関する施策 国土保全などの公益的機能の維持増進、林産物の 持続的・計画的な供給、国有林野の活用によう地域産 業の振興と住民福祉の向上への寄与を目標とし、国有 林野の管理経営を推進。

- 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
- ○望ましい林業構造の確立
- ○担い手となる林業経営体の育成
- ○人材の育成 · 確保等
- ○林業従事者の労働環境の改善 ほか
- 5 その他横断的に推進すべき施策
- ○デジタル化の推進
- ○新型コロナウイルス感染症への対応
- ○東日本大震災からの復興・創生

- 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策
- ○原木の安定供給
- ○木材産業の競争力強化
- ○都市部における木材利用の促進
- ○木質バイオマスの利用
  - ・地域内での熱電併給・熱利用の促進
  - ・CNF、改質リグニン等の研究開発
- ○木材等の輸出拡大 ほか

## バイオ戦略フォローアップの概要(令和3年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)

- ○「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」するため、「バイオ戦略2019」・「バイオ戦略2020」を策定し、市場領域の拡大に向け、市場領域ごとに目標を設定し、バックキャスト等の基本方針に基づき取組を推進。
- 最新の動向を踏まえ、具体的な取組を充実させ、戦略の実行構想を示すべく、これまでの戦略をブラッシュアップした「バイオ戦略フォローアップ」策定し、目標達成を目指す。

#### ≪バイオ関連市場の拡大≫

2030年時点で総額92兆円の市場規模を目指し、市場領域対策を推進

#### 【バイオ製造】 32.5兆円(2018年)⇒53.3兆円

【一次生産等】 0.8兆円兆円(2018年)⇒2.7兆円

【健康·医療】 36.5兆円(2018年)⇒36.3兆円

高機能バイオ素材、バイオプラスチック等

- ·バイオものづくりの実戦に向けた開発·生産体制の整備
- ・バイオプラスチック導入ロードマップに基づく生産設備・ 技術開発支援、政府率先調達の取組の推進

持続的一次生産システム、木材活用大型建築、スマート林業

- ・「みどりの食料システム戦略」に基づく生産から消費まで の各段階の取組やカーボンニュートラル等へのイノベー ションの推進
- ・木材活用大型建築の設計技術等の整備

生活習慣改善ヘルスケア、機能性食品等、バイオ医薬品・再生医療等関連産業

- ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づく取組の実施を含むバイオ医薬品等の開発・生産体制の強化
- ・3大バイオバンクの成果による大規模ゲノム・データ基盤の構築

人材・投資を呼び込み、市場に製品・サービスを供給するための体制

#### ≪バイオコミュニティの形成≫

全国に多様で個性的なコミュニティ群を形成し、継続的に成長を支援することで、各市場領域でバリューチェーンを構築

【グローバルバイオコミュニティ】

研究開発から事業化までに多様な主体が関わる戦略的なバリューチェーンを構築し、バイオ分野で世界をリード



相補的連携

【地域バイオコミュニティ 】 地域に応じた特色あるバイオ分野の取組を展開 【地域バイオコミュニティ】 地域に応じた特色あるバイオ分野の取組を展開

【地域バイオコミュニティ】 地域に応じた特色あるバイオ分野の取組を展開

研究開発・事業化に必要なデータ基盤

#### ≪データ基盤の整備≫

デジタル庁等の政府全体の共通の取組を前提に、異分野を含む幅広く、柔軟なデータ連携を可能とする環境を構築

【バイオものづくり支援プラットフォーム】

【土壌関連データ】

【スマート育種プラットフォーム】

【食・マイクロバイオーム・健康情報データ】

【ゲノム・データ】

+

【バイオデータの連携・利活用に関するガイドライン(仮称)】※2022年度中に策定

## 地域脱炭素ロードマップの概要(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)

○ 2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を 総動員して、地域脱炭素の取組を加速する。

#### 脱炭素先行地域をつくる

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる。

#### 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、地方自治体等が主体となって、国も積極的に支援しながら全国津々浦々で実施する。

#### 3つの基盤的対策

#### 継続的 包括的支援

- ○地域において、地方自治体・金融機関・中核企業等が主体的に参画した体制を構築し、地域課題の解決に資する脱炭素の事業や政策を企画・実行
- ○地方支文部局が、地方環境事務所を中心に、各ブロックにて創意工夫しつつ水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、機動的に支援を実施。
- ○今後5年間を集中期間として、脱炭素への移行に繋がる取組の加速化が必要。そのため、人材、情報・技術、資金の面から積極的、継続的かつ包括的に支援するスキーム を構築
- ○関係各省庁において脱炭素関連対策に重点化

#### ライフスタイルイノベーション

- ○国民の皆様に脱炭素行動を自発的に選択していただくため、ライフスタイルイノベーションを起こす。
  - ・温室効果ガスの見える化
  - ・温室効果ガス削減ポイントやナッジの普及拡大
  - ・脱炭素アンバサダーの率先行動

#### 制度改革

○地球温暖化対策法改正法を活用した地域共生・裨益型再エネ促進

- ○風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進
- ○科学調査実施による地域共生型の地熱発電の開発加速化
- ○住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応

2020

2025

### 5年間の集中期間に政策総動員

- ①少なくとも100か所の脱炭素先行地域
- ②重点対策を全国津々浦々で実施

### ★基盤的施策

脱多全国で ド炭素の

2030

2050年を

待たずに

脱炭素で強靭 な活力ある 地域社会を 全国で実現

2050

「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

## 地球温暖化対策推進法の一部改正の概要 (令和3年6月2日改正・施行)

○ 2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に明確に位置付け、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再工 ネを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を措置。

#### 主な改正内容

#### 1. パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

- ■パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
- ■これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体(国民、地方公共団体、事業者等)に対し予見可能性を与え、取組やイノ ベーションを促進。

#### 2. 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- ■地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- \*市町村から、実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続ワンストップ化等の特例※を受けられることとする。
- ※ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のワンストップサービス
- ※ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続(配慮書)の省略
- ■これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する地域の再工ネを活用した脱炭素化の取組を推進。

#### 3. 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- ・企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。 ※ 法改正と併せ、報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進する。
- ■また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動を追加する。
- ■これにより、企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を実現するとともに、地域企業を支援し、我が国企業の一層の取組 を促進。

<改正法の施行期日:1. 公布の日/2. 3. 公布の日から1年以内で政令で定める日>